

大阪広域環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、2に規定する「傍聴者の遵守事項」を承諾のうえ、会議の開催予定時刻までに、受付において事務局の指示を受けて、会議室又は傍聴室（以下単に「会議室」という。）に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付の開始時点で傍聴希望者が定員を超えている場合は、直ちに受付を終了し、抽選を行います。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議室において次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、スマートフォンなどは、受信音などを出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴し、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) 議事内容によって、委員長が会議の公開をしない旨の決定をした場合は、傍聴を中止することがあるため、これに従うこと。
- (8) その他、会議室の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議室においては、委員長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の遵守事項に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、会議室から退室していただく場合があります。

4 その他

会議をウェブ会議の方法（全ての委員がインターネットを通じて相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）により開催する場合において、当該会議の映像及び音声を事務局の提供する場所で視聴しようとする方に対しては、別添のとおり取り扱うものとします。

附 則

この要領は、平成27年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から施行する。

(別添)

大阪広域環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会の会議の視聴について

1 視聴手続

- (1) 会議を視聴しようとする方は、2に規定する「視聴者の遵守事項」を承諾のうえ、会議の開催予定時刻までに、受付において事務局の指示を受けて、視聴室に入場してください。
- (2) 視聴の受付は、会議開始時刻の30分前から先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付の開始時点で視聴希望者が定員を超えている場合は、直ちに受付を終了し、抽選を行います。

2 視聴者の遵守事項

視聴者は、他の視聴者の視聴を妨げるのないよう、視聴室において次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、スマートフォンなどは、受信音などを出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに視聴し、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) 議事内容によって、委員長が会議の公開をしない旨の決定をした場合は、視聴を中止することがあるため、これに従うこと。
- (8) その他、視聴室の秩序を乱すような行為をしないこと。

3 視聴室の秩序維持

- (1) 視聴者は、視聴室においては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 視聴者が上記2の遵守事項に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、視聴室から退場していただく場合があります。